

わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 「わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金」(以下「補助金」という。)の交付については、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則(平成27年4月1日施行。以下「交付規則」という。)、雇用開発支援事業費等補助金(地域活性化雇用創造プロジェクト)交付要綱(平成31年3月29日付け厚生労働省発職0329第3号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 公益財団法人わかやま産業振興財団(以下「財団」という。)は、和歌山県長期総合計画等を踏まえ、今後の成長が見込まれるIoT・AI・ロボットといった第四次産業革命ともいわれる先端技術(以下「先端技術」という。)を牽引するメカトロニクス領域、及び食品関連産業を「生産性向上分野」とし、この分野に関連する県内事業者を対象に先端技術の導入による企業の事業拡大や労働生産性向上等を支援し、成長力・競争力を強化するとともに、人材の確保・育成を図り、当該分野における安定的で良質な雇用の創出を図ることを目的として、予算の範囲内においてこの補助金を交付する。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、別表1に定める補助事業(以下「補助事業」という。)とし、当該補助事業の対象となる事業は、別表1に定める補助対象事業とする。

2 この補助金の交付の対象者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 和歌山県内に事業所を有し、和歌山県内において当該補助事業を実施する事業者であること
- (2) 「生産性向上分野」における先端技術の導入による企業の事業拡大や労働生産性向上等による雇用創出を目指し、別表2に定める支援対象業種に該当する事業者であること
- (3) 雇用保険適用事業所の事業者であること
- (4) 審査等(必要な書類提出、現地調査受入、審査に必要な書類・証拠書類等を整備保管)に協力する事業者であること
- (5) 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内又は交付申請日から交付決定日までの間に不正受給をした事業者でないこと
- (6) 労働保険料を滞納している事業者でないこと(交付申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと)
- (7) 交付申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業者であること
- (8) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと
- (9) 交付申請日又は交付決定日の時点で倒産している事業者でないこと
- (10) 和歌山県税を滞納している事業者でないこと
- (11) 役員等が和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当する事業者でないこと
- (12) 役員等が禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなるまでの者に該当する事業者でないこと

3 この補助金の交付の対象経費は、補助事業に必要な経費であって、別表1に掲げる補助対象経費(以下「補助対象経費」という。)のうち、財団理事長(以下「理事長」という。)が必要かつ適正

と認めるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）及び理事長が別に指定する添付書類をその指定する期日までに理事長に提出しなければならない。

なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(交付の決定)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等について調査を行ったうえ、わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮るものとする。

2 理事長は、前項の規定による審査委員会において、その内容について審査し選定されたものについて、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付の申請をした者に通知するものとする。

なお、交付決定の段階で消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

3 理事長は、前項の交付決定に当たっては、補助金の額の千円未満を切り捨てるものとする。

4 理事長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第2項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に、申請を取り下げることができる。

2 交付の申請をした者は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助事業着手前に補助事業を実施しないことを決定した場合には、速やかに申請の取下げをしなければならない。

3 前2項の申請の取下げは、補助金交付申請取下げ書（様式第3号）を理事長あて提出することによって行うものとし、財団に到達したことをもって当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容、経費総額又は経費の配分の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容、経費総額又は経費の配分を変更しようとするときは、速やかに補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項のただし書に規定する軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助事業に要する経費の20パーセント未満の減少となる内容の変更をする場合

(2) 第4条に定める補助金交付申請書の経費区分の相互間におけるいずれか低い額の20パーセント未満の経費の配分の変更をする場合

(3) 補助事業の遂行に支障がなく、事業計画の細部の内容の変更をする場合

3 理事長は、第1項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請に対し、やむを得ないと認めたときは、その旨を補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

なお、中止の承認が行われたものについては、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の遂行）

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第8号）を理事長にその指定する期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第9号）を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止（廃止）の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、当該日から起算して10日を経過した日又は当該日の属する年度の3月10日（当該日が日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、並びに同年12月29日から同年の翌年1月3日までの日の場合は当該日の翌日）のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第10号）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づく実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、これを減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、当該報告に係る書類の審査及び現地調査等により、当該事業の実績結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第11号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 理事長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第12号）を理事長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 理事長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合において、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 理事長は、前条第1項の取消しの決定をした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することがある。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は実績報告の後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式により速やかに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（帳簿の備付け）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助事業完了後の報告）

第17条 補助事業者は、補助事業完了後においても補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の成果を持続的に発展させるとともに、創出された安定的で良質な雇用の継続に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、補助事業に係る成果の状況について、理事長の求めに応じて補助事業完了後状況報告書（様式第14号）を理事長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業の補助事業等

補助事業	補助対象事業	補助対象経費			補助率	補助限度額
		経費区分	科目	経費の説明		
高度技術習得支援事業	理事長が別に定める。	人件費	賃金	理事長が別に定める。	10分の10以内	500千円
		事業費	旅費			
			負担金			
高度人材雇用支援事業	理事長が別に定める。	人件費	賃金	理事長が別に定める。	2分の1以内	1,000千円
		事業費	旅費			
			広告宣伝費 負担金			
先端技術導入支援事業	理事長が別に定める。	事業費	消耗品費	理事長が別に定める。	3分の2以内	500千円
			通信費			
			使用料及び賃借料			
			備品購入費			
経営戦略支援事業	理事長が別に定める。	人件費	賃金	理事長が別に定める。	2分の1以内	1,000千円
			外部専門家謝金			
		事業費	旅費			
			外部専門家旅費			
			資料購入費			
			委託費 負担金			

別表 2

わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業における「生産性向上分野」支援対象業種

指定主要業種	金属製品製造業 (E24)、電子部品・デバイス・電子回路製造業 (E28) 生産用機械器具製造業 (E26)、業務用機械器具製造業 (E27) 輸送用機械器具製造業 (E31)、情報サービス業 (G39)
指定関連業種	食料品製造業 (E09)、飲料・たばこ・飼料製造業 (E10) プラスチック製品製造業 (E18)

様式第1号（第4条関係）

（交付規則第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団

理事長

様

（交付申請者）

住所

氏名（※）

印

※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金

交付申請書

平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金（ 事業）を実施したいので、補助金 円の交付について、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第4条の規定により、必要書類を添えて申請します。

なお、本申請にあたり同規則第6条第1項に規定する補助金の交付の除外要件に該当することが明らかな場合、同規則同条第2項に規定する補助金の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第11条第2項の規定に違反した場合には、各条項の規定により補助金の交付の決定が行われず、若しくは同決定の全部又は一部を取り消されても何等異議の申し立てを行いません。

記

- 1 補助事業計画書（交付申請書添付書類様式1）
- 2 収支予算書（交付申請書添付書類様式2）
- 3 交付申請者の概要（交付申請書添付書類様式3）
- 4 その他必要書類（理事長が必要と認める書類）

(交付申請書添付書類様式1)

補助事業計画書

1 補助事業

- 高度技術習得支援事業
- 高度人材雇用支援事業
- 先端技術導入支援事業
- 経営戦略支援事業

2 支援対象業種

- 生産性向上分野 (())

3 補助事業計画の概要

(1) 補助事業の名称 (全角30文字程度)

(2) 補助事業の目的 (全角150文字程度)

(3) 補助事業実施期間 (予定)

着手年月日 平成 年 月 日

完了年月日 平成 年 月 日

(4) 補助事業実施内容等

(補助事業ごとに別途定める交付申請書添付様式1-1から様式1-4を活用すること。)

(4) 補助事業実施内容等

①補助事業の背景及び課題

※今回の申請に至った背景及び課題について、詳細に記入すること。

②補助事業の実施計画及び内容

ア) 共同研究・研修内容

※共同研究・研修内容及び計画について、詳細に記入すること (別途計画書の添付も可)。

③補助事業の実施効果

ア) 獲得される技術・知見

※共同研究・研修によって獲得される技術・知見について、詳細に記入すること。

イ) 創出される新規事業・商品

※ターゲットとする顧客や市場のニーズ分析を踏まえて、共同研究・研修により創出される新規事業・商品について、詳細に記入すること。

ウ) 事業化計画

※収支シミュレーションを踏まえた事業化計画・事業展開等について、詳細に記入すること。

(4) 補助事業実施内容等

①補助事業の背景及び課題

※今回の申請に至った背景及び課題について、詳細に記入すること。

②補助事業の実施計画及び内容

ア) 雇用人材の技能及び待遇

※必要とする人材の技術・能力や当該人材の雇用待遇等について、詳細に記入すること。

イ) 高度人材確保のための計画

※高度人材確保のための雇用計画及び取組について、詳細に記入すること。

③補助事業の実施効果

ア) 高度人材確保の効果

※高度人材が自社にもたらす効果について、詳細に記入すること。

イ) 事業化計画

※収支シミュレーションを踏まえた事業化計画・事業展開等について、詳細に記入すること。

(4) 補助事業実施内容等

①補助事業の背景及び課題

※今回の申請に至った背景及び課題について、詳細に記入すること。

②補助事業の実施計画及び内容

ア) 導入する先端技術の内容

※導入する先端技術の内容及び計画について、詳細に記入すること。

③補助事業の実施効果

ア) 付加価値を高める新商品・サービス

※先端技術導入により付加価値を高める新商品・サービスについて、ターゲットとする顧客や市場のニーズ分析を踏まえて、詳細に記入すること。

イ) 事業化計画

※成長市場への参入計画や収支シミュレーションを踏まえた成長市場における事業化計画・事業展開等について、詳細に記入すること。

(4) 補助事業実施内容等

①補助事業の背景及び課題

※今回の申請に至った背景及び課題について、詳細に記入すること。

②補助事業の実施計画及び内容

ア) 市場調査

※市場調査の手段・手法及び計画について、詳細に記入すること。

イ) 経営環境整備

※市場調査に基づいた効果的な経営や体制強化等の内容について、詳細に記入すること。

③補助事業の実施効果

ア) 創出される新規事業・商品・サービス

※市場調査により創出される新規事業・商品・サービスの内容について、詳細に記入すること。

イ) 事業化計画

※収支シミュレーションを踏まえた事業化計画・事業展開等について、詳細に記入すること。

(5) 人材の雇用計画

※今回の申請における人材雇用について記入すること。

※雇用期間、雇用人材の内容（技術職・事務職、配属部署、勤務形態等）、雇用人数及び区分（正規・非正規→正規）の予定について記入すること。

※良質な雇用の場合は、○を記入すること。

No.	期間		内容			区分・人数		良質な雇用
	始	終	技術・事務	配属部署	勤務形態	正	非→正	
例	H31.9.1	-	技術職	開発部	本社勤務	1		○
例	H32.5.1	-	技術職	開発部	本社勤務		1	
①								
②								
③								
合計						1	1	1

※良質な雇用とは、下記の1から3のすべてに該当する雇用者のことを指す。

- 1 雇入日又は非正規雇用から正規雇用への転換日から退職日又は平成34年3月31日まで（以下「就労期間」という。）において実際に労働した時間数の1ヶ月当たりの平均が160時間以下
- 2 就労期間において実際に出勤した日数の1ヶ月当たりの平均が19日以下
- 3 就労期間における所定内給与額（超過労働給与額を除く労働契約や事業所の就業規則等によって定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額）の1ヶ月当たりの平均が233,800円以上

5 補助事業実施のスケジュール

	平成 年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実 施 内 容												

※補助事業着手予定月から補助事業完了予定月までのスケジュールを示してください。

※詳細については下記に記入してください。

(詳細)

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	説 明
補助金			
借入金			
自己資金			
合 計			

2 支出の部

(単位：円)

経費区分	科 目	補助事業に 要する経費	補助対象経費	説 明
人件費				
小 計				
事業費				
小 計				
消費税及び地方消費税				
合 計				
事業者負担等				
補 助 金				

(注) 収支の計はそれぞれ一致させること。

(注) 補助金の額は、補助対象経費の合計金額に補助率の上限を乗じて得た額の千円未満を切り捨てること。

(交付申請書添付書類様式3)

交付申請者の概要

1 交付申請者			
窓口担当者	氏名：	所属・役職：	
	TEL：	FAX：	
	メールアドレス：		
2 所在地			
補助事業の実施場所			
3 設立年月日			
4 資本金			
5 従業員数			
6 経営状況 (直近2期分) (単位：千円)	決算期		
	売上高		
	経常利益		
	当期純利益		
7 事業内容 (自社の概要及び事業内容を具体的に記載すること)			
8 公的助成等の実績 (過去3年以内に国・県等で助成・委託等を受けた、又は申請中のものについて記載すること)			
年度	助成等事業名	支援機関名	内容 (テーマ名等)

第 号
平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長

印

平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった、平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金（ 事業）について、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) この事業は、平成 年 月 日までに完了しなければならない。
 - (2) (その他条件提示)

様式第3号（第6条関係）
（交付規則第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

（交付申請者）

住所

氏名（※）

印

※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
交付申請取下げ書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金（ 事業）の交付申請について、下記理由により取下げたいので、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第9条第1項（又は第2項）及び同条第3項の規定により取下げ書を提出します。

ついては、この届出により標記補助金の交付決定がなかったものとみなされることについて、何等異存ありません。

記

1 取下げ理由

（判り易く記載すること。（記載方法は任意））

様式第4号（第7条関係）
（交付規則第14条第1項関係）

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

（補助事業者）

住所

氏名（※）

印

※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
交付決定内容変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金（ 事業）について、交付決定の内容を変更したいので、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 収支予算書の変更について（交付決定内容変更承認申請書添付書類様式1）

収支予算書の変更について

1 収入の部

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費		補助対象経費		説 明
	変更前	変更後	変更前	変更後	
補助金					
借入金					
自己資金					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

経費区分	科 目	補助事業に 要する経費		補助対象経費		説 明
		変更前	変更後	変更前	変更後	
人件費						
小 計						
事業費						
小 計						
消費税及び地方消費税						
合 計						
事業者負担等		/				
補 助 金		/				

(注) 収支の計はそれぞれ一致させること。

(注) 補助金の額は、補助対象経費の合計金額に補助率の上限を乗じて得た額の千円未満を切り捨てること。

第 号
平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長

印

平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
交付決定内容変更承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった、平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金（ 事業）について、わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金の額は次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 交付決定額 | 金 | 円 |
| (2) 今回増減額 | 金 | 円 |
| (3) 変更後の交付決定額 | 金 | 円 |

2 この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおりとする。

3 補助金の交付の条件等については、上記のほかは、平成 年 月 日付け 第 号の補助金交付決定通知書第2項から第5項までのとおりとする。

様式第6号（第8条関係）
（交付規則第15条第1項関係）

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

（補助事業者）

住所

氏名（※）

印

※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
補事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定（平成 年 月 日付け 第 号
により変更承認）を受けた、平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
（ 事業）について、中止（廃止）したいので、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金
等交付規則第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）を決定した日 平成 年 月 日

第 号
平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長

印

平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
補助事業中止（廃止）承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で中止（廃止）申請のあった、平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金（ 事業）について、わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業は、補助事業中止（廃止）承認申請書に記載のとおり中止（廃止）とする。

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

（補助事業者）

住所

氏名（※）

印

※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
補助事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定（平成 年 月 日付け 第 号
により変更承認）を受けた、平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
（ 事業）について、わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金交付要綱第9
条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業遂行状況報告（遂行状況報告書添付書類様式1）

(遂行状況報告書添付書類様式1)

補助事業遂行状況報告書

実施時期	補助事業内容	補助事業遂行状況

※遂行状況が確認できる資料（会議録、写真等）を添付すること。

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

（補助事業者）

住所

氏名（※）

印

※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
補助事業遂行困難状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定（平成 年 月 日付け 第 号
により変更承認）を受けた、平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
（ 事業）について、事業の遂行が困難となったので、わかやま地域活性化雇用創造プロジ
ェクト事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の遂行が困難な理由

2 今後の見通しと所見

様式第10号（第10条関係）
（交付規則第16条第1項関係）

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

（補助事業者）

住所

氏名（※）

印

※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定（平成 年 月 日付け 第 号
により変更承認）を受けた、平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
（ 事業）を実施しましたので、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第16
条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

なお、本実績報告については、補助事業者氏名・住所、補助金額、補助事業実績・成果等が貴財団
ホームページ等を通じて情報公開されることについて何等異議ありません。

記

- 1 補助事業実施結果報告書（実績報告書添付書類様式1）
- 2 収支決算書（実績報告書添付書類様式2）
- 3 その他必要書類（理事長が必要と認める書類）

(実績報告書添付書類様式1)

補助事業実施結果報告書

1 補助補助事業の概要

(1) 補助事業の名称

(2) 補助事業の目的

(3) 補助事業実施期間

着手年月日 平成 年 月 日

完了年月日 平成 年 月 日

(4) 補助事業実施内容等

(補助事業ごとに別途定める実績報告書添付様式1-1から様式1-4を活用すること。)

（4）補助事業実施内容等

①補助事業の実施内容

※共同研究・研修の内容について、申請書と対比しながら実績を記入すること。

②補助事業実施の効果

※共同研究・研修によって獲得した技術・知見、及び当該技術・知見により創出された新規事業・商品について、申請書と対比しながら実績を記入すること。

③補助事業拡大等の見込み

※②補助事業実施の効果によって、創出される売上げ見込みや今後の事業展開計画について、申請書と対比しながら記入すること。

（4）補助事業実施内容等

①補助事業の実施内容

※高度人材確保のための取組や高度人材の有する技術・能力及び雇用待遇等について、申請書と対比しながら実績を記入すること。

②補助事業実施の効果

※高度人材が自社にもたらした効果について、申請書と対比しながら実績を記入すること。

③補助事業拡大等の見込み

※②補助事業実施の効果によって、創出される売上げ見込みや今後の事業展開計画について、申請書と対比しながら記入すること。

（4）補助事業実施内容等

①補助事業の実施内容

※導入した先端技術の内容等について、申請書と対比しながら実績を記入すること。

②補助事業実施の効果

※導入した先端技術が自社にもたらした効果、当該技術により創出された新商品・サービスについて、申請書と対比しながら実績を記入すること。

③補助事業拡大等の見込み

※②補助事業実施の効果によって、創出される売上げ見込みや今後の事業展開計画について、申請書と対比しながら記入すること。

（4）補助事業実施内容等

①補助事業の実施内容

※市場調査の手法や結果、及び市場調査に基づいた経営環境の整備等について、申請書と対比しながら実績を記入すること。

②補助事業実施の効果

※市場調査により創出される事業・商品、及び経営環境の整備が自社にもたらした効果について、申請書と対比しながら実績を記入すること。

③補助事業拡大等の見込み

※②補助事業実施の効果によって、創出される売上げ見込みや今後の事業展開計画について、申請書と対比しながら記入すること。

(5) 人材の雇用状況及び今後の見込み

※雇用期間、雇用人材の内容（技術職・事務職、配属部署、勤務形態等）、雇用人数及び区分（正規・非正規→正規）の結果及び今後の予定について記入すること。

※良質な雇用の場合は、○を記入すること。

No.	期間		内容			区分・人数		良質な雇用
	始	終	技術・事務	配属部署	勤務形態	正	非→正	
例	H31.9.1	-	技術職	開発部	本社勤務	1		○
例	H32.5.1	-	技術職	開発部	本社勤務		1	
①								
②								
③								
合計						1	1	1

※良質な雇用とは、下記の1から3のすべてに該当する雇用者のことを指す。

- 1 雇入日又は非正規雇用から正規雇用への転換日から退職日又は平成34年3月31日まで（以下「就労期間」という。）において実際に労働した時間数の1ヶ月当たりの平均が160時間以下
- 2 就労期間において実際に出勤した日数の1ヶ月当たりの平均が19日以下
- 3 就労期間における所定内給与額（超過労働給与額を除く労働契約や事業所の就業規則等によって定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額）の1ヶ月当たりの平均が233,800円以上

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	補助事業に 要した経費	補助対象経費	説 明
補助金			
借入金			
自己資金			
合 計			

2 支出の部

(単位：円)

経費区分	科 目	補助事業に 要した経費	補助対象経費	説 明
人件費				
小 計				
事業費				
小 計				
消費税及び地方消費税				
合 計				
事業者負担等				
補 助 金				

(注) 収支の計はそれぞれ一致させること。

第 号
平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長

印

平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
額確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった、平成 年度わかやま地域活性化
雇用創造プロジェクト事業費補助金（ 事業）について、公益財団法人わかやま産業振興財
団補助金等交付規則第17条第2項の規定により、下記のとおり補助金を確定しましたので通知しま
す。

記

1 確定額 金 円

様式第12号（第12条関係）
（交付規則第19条第1項関係）

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

（補助事業者）

住所

氏名（※）

印

※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で確定通知を受けた、平成 年度わかやま地域活性化
雇用創造プロジェクト事業費補助金（ 事業）について、公益財団法人わかやま産業振興財
団補助金等交付規則第19条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

（1）金融機関名・本支店名

（2）口座種別・口座番号

（3）口座名義人（名義・フリガナ）

第 号
平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長

印

平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定（平成 年 月 日付け 第 号
により変更承認）した、平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
（ 事業）について、わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金交付要綱第1
3条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金額 金 円を取り消す。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。

交付決定額	金	円
今回補助金取消額	金	円
補助金の額	金	円
- 3 取消しの理由

様式第14号（第17条関係）

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

（補助事業者）

住所

氏名（※）

印

※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
補助事業完了後状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定（平成 年 月 日付け 第 号
により変更承認）を受けた、平成 年度わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
（ 事業）について、わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金交付要綱第1
7条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1
- 2
- 3

別記様式（第 15 条関係）
（交付規則第 24 条第 1 項関係）

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

（補助事業者）

住所

氏名（※）

印

※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号で確定通知を受けた、平成 年度わかやま地域活性化
雇用創造プロジェクト事業費補助金（ 事業）に係る補助事業の消費税及び地方消費税が確
定しましたので、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第 24 条第 1 項の規定により、
下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額	金	円
2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額	金	円
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）1 別紙として積算内訳を添付のこと。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 8%相当額が消費税及び地方消費税に係る
仕入控除による減額等の対象額ではない。